

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）



特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 20 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

提出者 住 所 茨城県牛久市奥原町 1650-11-1  
氏 名 日本メクトロン株式会社 牛久事業場  
事業場長 鈴木 康弘  
電話番号 029-830-9150

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本メクトロン株式会社 牛久事業場
事業場の所在地	茨城県牛久市奥原町 1650-11-1
計画期間	令和6年4月～令和7年3月

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	電子部品・デバイス・電子回路製造業
②事業の規模	資本金：5,000百万円 前年度生産額：9,911百万円
③従業員数	379名(2024年4月1日現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照 奥原廃棄物系統表

(日本工業規格 A列4番)

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙参照 奥原廃棄物系統

別紙参照 特別管理産業廃棄物処理計画

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和5年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	引火性廃油	感染性廃棄物
	排出量	581t	2.1t	42.6t	0.1t
① 現状	(これまでに実施した取組) 強酸廃液の有価化（到着時有価を含む）				
② 計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	引火性廃油	感染性廃棄物
	排出量	20t	0t	0t	0.1t
(今後実施する予定の取組) 継続的に強酸廃液の有価物化（到着時有価を含む）					

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙参照
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙参照

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（令和5年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	引火性廃油	感染性廃棄物
① 現状	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t
(これまでに実施した取組)					
	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	引火性廃油	感染性廃棄物
② 計画	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t
(今後実施する予定の取組)					

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（令和5年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	引火性廃油	感染性廃棄物
① 現状	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t
(これまでに実施した取組)					
	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	引火性廃油	感染性廃棄物
② 計画	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t
(今後実施する予定の取組)					

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	引火性廃油	感染性廃棄物
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t
(これまでに実施した取組)					
② 計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	引火性廃油	感染性廃棄物
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t
(今後実施する予定の取組)					

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	引火性廃油	感染性廃棄物
	全処理委託量	581t	2.1t	42.6t	0.1t
	優良認定処理業者への処理委託量	259t	2.1t	0.6t	0.1t
	再生利用業者への処理委託量	581t	2.1t	42.6t	0t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t
(これまでに実施した取組)					

		【目標】								
②計画		特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	引火性廃油	感染性廃棄物				
		全処理委託量	20t	0t	0t	0.1t				
		優良認定処理業者への処理委託量	10t	0t	0t	0.1t				
		再生利用業者への処理委託量	10t	0t	0t	0t				
		認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t				
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t				
(今後実施する予定の取組)										
電子情報処理組織の使用に関する事項		【前年度（5年度）実績】								
		特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	652.8 t							
(今後実施する予定の取組等) 継続的に電子マニフェストを利用。										
※事務処理欄										

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

## 産業廃棄物処理計画

## 1. 当該事業所において現に行っている事業の概要

- (1) 名称 日本メクトロン株式会社 牛久事業場  
(2) 所在地 茨城県牛久市奥原町1650-11-1  
(3) 資本金 50億円  
(4) 従業員数 379名(2024年4月1日現在 出向者を除く。)  
(5) 事業内容 フレキシブルプリンテッドサーキットを中心とする電機配線部品の製造並びに新製品の開発  
(6) 生産金額 99億円(2023年度生産実績)  
(7) 製造概要 銅箔と樹脂フィルムを接着し、エッチングによる配線パターン化工を経て、絶縁し外形を打ち抜き製品とする。  
(8) 生産設備 金属加工機(液圧・機械式プレス)、空気圧縮機及び送風機、ボイラー、揚水酸・アルカリによる表面処理施設、電気メッキ施設、排ガス洗浄塔、廃液処理設備  
汚水処理設備等  
(9) 連絡先 日本メクトロン株式会社 設備管理部 青野(部長) 担当:平山 川崎 宮内

## 2. 計画期間 2024年4月1日~2025年3月31日

## 3. 産業廃棄物の処理にかかる管理体制に関する事項

設備管理部 工場営繕課を事業場の産業廃棄物管理部署とし、各職場に排出物管理責任者を選定する。  
ISO14001の管理・運営ルールに基づき事業場の産業廃棄物の取り扱いを規定し実施。

## 4. 産業廃棄物の排出抑制に関する事項

目標:廃棄物の削減をISO14001環境目標として設定し以下の方策を推進

- (1) 製品の薄膜・軽量化を進めることにより資材投入量・廃棄物の減量化を図る。  
(2) 廃プラスチックのリサイクル処分の推進、及び有価物化の推進。  
(3) リサイクル情報の収集と新たな廃棄物の有効活用の実施。  
(4) 購入資材の省資源化、リサイクル・リユースの推進による廃棄物の削減。  
(5) 排水処理(汚泥)の減量検討。  
(6) 木くず、木製パレットのリサイクル処理(バイオ燃料・チップ)  
(7) 排水処理(ハーフエッティング)廃液の社内処理等の実施。

教育:全従業員に対し事業場内の分別基準を教育

管理部署(設備管理部)の担当者に対し廃掃法概要と産廃処理の社内手続きについて教育実施。

## 5. 産業廃棄物の分別に関する事項

分別基準は産業廃棄物収集運搬委託業者、中間処理委託業者との調整により種類ごとに設定。

分別基準については委託業者からの情報を基に必要に応じ都度改訂を実施。

各職場ごとに自職場の分別状況の点検を実施し、管理部署は事業所全体の集積場の分別状況の点検を実施。

## 6. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

廃プラスチックのリサイクル、資材梱包品・治具等の再利用・再使用、製品トレー等の再利用  
再使用の実施等。

## 7. 産業廃棄物の処理に関する事項

分別・集積に関する責任者の設置・点検の実施。

処理方法のルール化、官報・県報の購読による関連法規改正状況の確認、委託業者を通じての情報  
収集の実施等。

## 8. 製造工程を子会社である株式会社 MEK-J(メクジェイ)に全て委託しました。

それにより、一部を除き、産業廃棄物は株式会社 MEK-Jから排出されるため、2024年度は株式  
会社 NOK-Jが多量排出事業者となる込みです。

以上。

